***道路法に基づく***

***道路占用許可等申請の手続***

**令和３年１月**

**京都府建設交通部道路管理課**

目次

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　道路の占用について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |  |  １ |
| ２　道路占用許可等について |  | 　２ |
| 　（1）新規申請 |  | 　２ |
| 　（2）更新申請 |  | 　４ |
| 　（3）変更申請 |  | 　５ |
| ３　届出について |  | 　７ |
| 　（1）工事着手届（新設） |  | 　７ |
| 　（2）工事着手届（維持補修） |  | 　７ |
| 　（3）工事着手届（撤去） |  | 　８ |
| 　（4）工事完了届 |  | 　９ |
| 　（5）道路占用廃止（期間満了）届 |  | 　10 |
| 　（6）住所等変更届 |  | 　10 |
| 　（7）その他 |  | 　11 |

 様式

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　① 様式第１号（道路占用許可申請（協議）書） |  | 　12 |
| 　　② 様式第２号（許可申請書） |  | 　14 |
| 　　③ 様式第３号（許可申請書） |  | 　15 |
| 　　④ 様式第４号（工作物の新築・改築・除却） |  | 　16 |
| 　　⑤ 様式第５号（土地の占用） |  | 　17 |
| 　　⑥ 様式第10号（工事着手届） |  | 　18 |
| 　　⑦ 様式第11号（工事完了届） |  | 　19 |
| 　　⑧ 様式第12号（道路占用廃止（期間満了）届） |  | 　20 |
| 　　⑨ 様式第13号（住所等変更届） |  | 　21 |
| ４　関係法令抜粋 |  | 　22 |
| ５　道路占用許可等申請窓口 |  | 　29 |

※最近の改正

　　　　平成28年4月のものを令和3年1月に改正しました。

　　※　本書における法令の略称は次のとおり

　　　　「法」とは道路法、「政令」とは道路法施行令、「規則」とは道路法施行規則

　　※　本書において「道路占用許可等」とは、法第32条第１項規定の道路占用の許可と法第35条規定の道路占用協議を表しています。

１　道路の占用について

道路は、一般交通の用に供される施設（法第２条）であり、それを本来の目的とするものである。ただし、道路を根幹として国民生活圏が形成され公的・私的な諸活動が展開されるため、本来の目的以外にも利用する関係が生じる。そのため、道路の本来目的を損なわない限りにおいて、電気、電話、ガス、水道等公益施設等を収容する場として公共空間（道路）を提供する必要がある。これを法では「道路の占用」という。

一般交通のために使用することを一般使用というのに対して、道路の占用は道路の副次的使用方法であり特別使用という。もっとも、道路の占用はむやみに認めるものではなく、一般交通の目的を妨げない範囲内で、次の３つの要件に該当し、真にやむを得ない場合に限られている。

　　３つの要件（法第33条）

 　　(１) 法第32条第１項各号のいずれかに該当するものであること。

　 (２) 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであること。

 　　(３) 占用の期間、場所、占用物件の構造、工事の方法及び時期並びに道路の復旧方法が政令第９条から第16条までの基準に適合するものであること。

　　以上の要件に該当するもので、道路の占用をしようとする場合は、法第32条第１項の規定により道路管理者の許可を受けなければならない。

　　本書は、京都府が管理する道路の占用手続きを示したものである。

　　※　道路の占用については、軌道法、鉄道事業法、駐車場法、石油パイプライン事業法、道路運送法、共同溝の整備等に関する特別措置法が特例を定めている。

　　※　一部の道路占用物件については、他の法律（道路交通法、建築基準法、消防法、屋外広告物法等）によって規制を受けることがある。

　　※　道路整備特別措置法では有料道路に係る特別措置を規定している。

 ※　道路占用は、法によるほか、その他の基準として、原則として、道路構造令（昭和45年政令第320号）、道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例（平成24年京都府条例第44号）、道路法に基づく道路標識の寸法に関する条例（平成24年京都府条例第52号）、京都府福祉のまちづくり条例（平成７年京都府条例第８号）及び道路管理者がその工事を行う場合の技術基準による。

２　道路占用許可等について

（１）新規申請

　　　道路に法第32条第１項各号のいずれかに掲げる物件等を設け、継続して道路を使用しようとするときは、次の図書の正本１部及び副本２部を申請地を所管する土木事務所施設保全課に提出してください。

　　　なお、申請に当たっては、必要な技術基準等がありますので、事前に所管の土木事務所施設保全課に相談してください。

　　◇図書一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 書類の名称 | 摘　　　　　要 | 様　式 |
| １ | 道路占用許可申請書(協議書) | 　「占用の目的」は、道路を何のためにどのような必要から使用するのか簡潔明瞭に記入のこと。 「占用物件の名称、規模、数量」は、具体的に記入。地下埋設管の場合は、管種、外径ごとに延長を記入のこと。 「占用物件の構造」は、必要に応じ別紙とすること。 「工事実施の方法」は、工事の施工者（直営・請負・委託の別）、道路掘削方法、道路の構造保全及び安全対策、通行規制の内容等を記入（必要に応じ別紙とする。）。掘削方法は規則第４条の４の４によること。　「道路の復旧方法」は、埋戻し、転圧、表面仕上げの方法等を記入のこと。埋戻し、表面仕上げについては、規則第４条の４の６及び規則第４条の４の７によること。　その他記載に当たっては様式の記載要領によること。 | 様式第１号 |
| ２ | 位置図 | 　縮尺は原則として10,000分の１～50,000分の１とし、申請場所及び路線名を朱書きのこと。 | － |
| ３ | 実測平面図 | 　縮尺は原則として500分の１とし、占用物件の位置及び道路区域を明示のこと。 | － |
| ４ | 実測横断図 | 縮尺は原則として100分の１とし、占用物件の位置及び道路区域を明示のこと。地下埋設物件については、埋設深、既設管等を記入のこと。 | － |
| ５ | 縦断図 | 縮尺は原則として延長500分の１、高さ100分の１とし、占用物件の位置を明示すること。本図は地下埋設管の場合に限る。 | － |
| ６ | 構造図 |  橋梁添架の場合等、土木事務所長が指示したときに添付のこと。 | － |
| ７ | 構造計算書 |  橋梁添架の場合等、土木事務所長が指示したときに添付のこと。 | － |
| ８ | 復旧図 | 道路の掘削を伴う場合は添付のこと。 |  － |
| ９ | 施工及び安全対策図 |  工事の施工方法及び安全対策を記した書面 | － |
| 10 | 土木事務所長が必要と認める図書 |  利害関係人の承諾書、土質調査結果、現地の状況が分かる写真等、土木事務所長が必要と認め、添付を指示した図書 |  － |

　※　河川占用と道路占用が必要となる場合の特例

　　　道路占用許可等の申請のほか河川占用に係る申請が必要となります。

　　　府管理河川の占用と府管理道路の占用を重複して申請する場合は、様式第２号又は第３号に様式第４号、第５号及び前記の図書一覧の図書を添付し、正本１部及び副本２部を所管の土木事務所施設保全課に提出してください。

　　　なお、河川と道路の管理者が異なる場合は、それぞれの管理者に申請が必要となります。申請図書及び提出部数はそれぞれの管理者に確認してください。

 ※　道路交通法第77条の規定による道路の使用の許可

　　　道路使用に当たっては、道路法の規定による道路占用許可とは別に、道路交通法第77条第１項の規定による警察署長の道路の使用の許可が必要となります。道路の使用の許可については、所轄の警察署に確認してください。

（２）更新申請

 　 道路占用許可等の更新をしようとするときは、占用期間満了１箇月前までに、次の図書の正本１部及び副本１部を所管の土木事務所施設保全課に提出してください。

　　　申請に当たっては、必要書類等について事前に所管の土木事務所に相談してください。

　　◇必要図書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 書類の名称 | 摘　　　　　要 | 様　式 |
| １ | 道路占用許可申請書(協議書) | 　「占用の目的」は、道路を何のためにどのような必要から使用するのか簡潔明瞭に記入のこと。 「占用物件の名称、規模、数量」は、具体的に記入。地下埋設管の場合は、管種、外径ごとに延長を記入のこと。 「占用物件の構造」は、必要に応じ別紙とすること。 「工事実施の方法」は、工事の施工者（直営・請負・委託の別）、道路掘削方法、道路の構造保全及び安全対策、通行規制の内容等を記入（必要に応じ別紙とする。）。掘削方法は規則第４条の４の４によること。　「道路の復旧方法」は、埋戻し、転圧、表面仕上げの方法等を記入のこと。埋戻し、表面仕上げについては、規則第４条の４の６及び規則第４条の４の７によること。　その他記載に当たっては様式の記載要領によること。 | 様式第１号 |
| ２ | 位置図 | 　縮尺は原則として10,000分の１～50,000分の１とし、申請場所及び路線名を朱書きのこと。 | － |
| ３ | 実測平面図 | 　縮尺は原則として500分の１とし、占用物件の位置及び道路区域を明示のこと。 | － |
| ４ | 点検確認書 |  占用者が行った道路占用物件の直近の点検結果を記載のこと。（様式例） | 任意様式 |
|  | 占用許可物件の安全性について年　月　日　 　宛先氏名（占用主体）　　　　 占用物件の安全性について、下記のとおり確認したので報告します。記 |  |
|  | 占用物件の名称 | 占用物件の安全性 | 備　考 |  |
|  ○○○ | 【記載例】 ○年～○年に実施した○○に基づく点検等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないものとして占用物件の安全性を確認 |  数量等を記載 |
|  |
|  |
| ５ | 土木事務所長が必要と認める図書 |  利害関係人の承諾書、土質調査結果、現地の状況が分かる写真等、土木事務所長が必要と認め、添付を指示した図書 |  － |

（３）変更申請

 　 道路占用許可等後、法第32条第２項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、新規申請の場合の必要図書一覧に次の図書を加え、正本１部及び副本２部を所管の土木事務所施設保全課に提出してください。

　　　申請に当たっては、必要な技術基準等がありますので、事前に所管の土木事務所に相談してください。

　　　※　道路占用許可等の変更許可申請は、道路占用許可等後、許可物件に係る工事完了までに法第32条第２項各号に掲げる事項を変更しようとするときに必要となります。

　　　　　工事完了後（工事完了届提出後）、占用物件の全部又は一部を撤去しようとする場合は、事前に所管の土木事務所施設保全課に協議し、協議成立後に「工事着手届（廃止）」を提出してください。

　　◇必要図書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 書類の名称 | 摘　　　　　要 | 様　式 |
| １ | 変更理由書 |  変更する理由を記載のこと。 | 任意様式 |
| ２ | 土木事務所長が必要と認める図書 |  土木事務所長が必要と認め、添付を指示した図書 |  － |

３　届出について

（１）工事着手届（新設）

 　 道路占用許可等を受けた占用物件に係る工事に着手しようとするときは、道路占用許可等を受けた者は、次の図書の正本１部を所管の土木事務所施設保全課に提出してください。

　　◇必要図書一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 書類の名称 | 摘　　　　　要 | 様　式 |
| １ | 工事着手届（新設） | 　記載に当たっては記載要領によること。 | 様式第10号 |
| ２ | 道路使用許可書（写） | 　道路交通法の規定による道路使用許可書の写し | － |
| ３ | 写真 |  工事着手前の現地の状況が分かるもの | － |
| ４ | 土木事務所長が必要と認める図書 |  土木事務所長が必要と認め、添付を指示した図書 |  － |

（２）工事着手届（維持補修）

 　ア 道路占用許可等を受けた占用物件に係る維持又は補修工事に着手しようとするときは、道路占用許可等を受けた者は、事前に所管の土木事務所施設保全課に協議し協議成立後に、次の図書の正本１部を所管の土木事務所施設保全課に提出してください。

　　イ　漏水等緊急に工事を実施する必要がある場合は、所管の土木事務所に電話で一報のうえ、工事着手届（維持補修）及び位置図をファックス等で送信してください。この場合、工事着手届様式中の許可年月日及び許可番号欄の記入は不要です。後日速やかに、正式な工事着手届を所管の土木事務所施設保全課に提出してください。

　　◇必要図書一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 書類の名称 | 摘　　　　　要 | 様　式 |
| １ | 工事着手届（維持補修） | 　記載に当たっては記載要領によること。 | 様式第10号 |
| ２ | 位置図 | 　縮尺は原則として10,000分の１～50,000分の１とし、申請場所及び路線名を朱書きすること。 | － |
| ３ | 実測平面図 | 　縮尺は原則として500分の１とし、占用物件の位置及び道路区域を明示のこと。 | － |
| ４ | 実測横断図 |  縮尺は原則として100分の１とし、占用物件の位置及び道路区域を明示のこと。地下埋設物件については、埋設深、既設管等を記入のこと。 | － |
| ５ | 施工及び安全対策図 |  工事の施工方法及び安全対策を記した書面 | － |
| ６ | 道路使用許可書（写） | 　道路交通法の規定による道路使用許可書の写し | － |
| ７ | 写真 |  工事着手前の現地の状況が分かるもの | － |
| ８ | 土木事務所長が必要と認める図書 |  土木事務所長が必要と認め、添付を指示した図書 |  － |

（３）工事着手届（撤去）

　　　占用物件の全部又は一部を撤去しようとするときは、道路占用許可等を受けた者は、事前に所管の土木事務所施設保全課に協議し協議成立後に、次の図書の正本１部を所管の土木事務所施設保全課に提出してください。

　　◇必要図書一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 書類の名称 | 摘　　　　　要 | 様　式 |
| １ | 工事着手届（撤去） | 記載に当たっては記載要領によること。　 | 様式第10号 |
| ２ | 位置図 | 　縮尺は原則として10,000分の１～50,000分の１とし、申請場所及び路線名を朱書きすること。 | － |
| ３ | 実測平面図 | 　縮尺は原則として500分の１とし、占用物件の位置及び道路区域を明示すること。 | － |
| ４ | 実測横断図 |  縮尺は原則として100分の１とし、占用物件の位置及び道路区域を明示すること。　地下埋設物件については、埋設深、既設管等も記入すること。 | － |
| ５ | 施工及び安全対策図 |  工事の施工方法及び安全対策を記した書面 | － |
| ６ | 道路使用許可書（写） | 　道路交通法の規定による道路使用許可書の写し | － |
| ７ | 写真 |  工事着手前の現地の状況が分かるもの | － |
| ８ | 土木事務所長が必要と認める図書 |  土木事務所長が必要と認め、添付を指示した図書 |  － |

（４）工事完了届

 　 工事着手届により届け出た工事が完了したときは、道路占用許可等を受けた者は、次の図書の正本１部を所管の土木事務所施設保全課に提出してください。

　　　道路舗装等の復旧工事を伴う場合、完了検査を行いますので、現地での立ち会いをお願いします。

　　　道路占用全ての廃止に伴う工事の場合は、工事完了届の提出後、道路占用廃止（期間満了）届を提出してください。

　　◇必要図書一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 書類の名称 | 摘　　　　　要 | 様　式 |
| １ | 工事完了届 | 　記載に当たっては様式の注書きを参照のこと。 | 様式第11号 |
| ２ | 写真 |  工事完了後の現地の状況が分かるもの | － |
| ３ | 土木事務所長が必要と認める図書 |  土木事務所長が必要と認め、添付を指示した図書 |  － |

（５）道路占用廃止（期間満了）届

　　　道路占用を廃止したとき（占用期間満了を含む）は、道路占用許可等を受けた者は、次の図書の正本１部を所管の土木事務所施設保全課に提出してください。

　　　なお、道路占用の廃止により占用物件を撤去する場合は、道路占用廃止（期間満了）届の提出前に工事着手届（撤去）及び工事完了届の提出が必要となります。必要な手続きについては事前に所管の土木事務所施設保全課に相談してください。

　　◇必要図書一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 書類の名称 | 摘　　　　　要 | 様　式 |
| １ | 道路占用廃止（期間満了）届 | 　記載に当たっては記載要領によること。 | 様式第12号 |
| ２ | 土木事務所長が必要と認める図書 |  土木事務所長が必要と認め、添付を指示した図書 |  － |

（６）住所等変更届

 　 道路占用許可を受けた者が、転居、婚姻等により住所又は氏名（法人の場合は所在地又は名称）を変更した場合は、次の図書の正本１部を所管の土木事務所施設保全課に提出してください。

　　◇必要図書一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 書類の名称 | 摘　　　　　要 | 様　式 |
| １ | 住所等変更届 | 　記載に当たっては様式の注書きを参照のこと。 | 様式第13号 |
| ２ | 土木事務所長が必要と認める図書 |  土木事務所長が必要と認め、添付を指示した図書 |  － |

（７）その他

　　　土木事務所の受付印が押印された届出書写しの交付を希望する場合、届出書の正本に、写し１部と返信用封筒（宛名を記入の上、所要額の切手を貼付してください。）を加えて提出してください。後日、受付印を押印したものを返送します。

様式第１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙Ａ４）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　  | 新規 | 更新 | 変更 | 　 年　 月　 日 |

　　　 　　 　　 許可申請

 　　　 　　道路占用 　 書

 　　　 　　 協　　議

　京都府　　　　土木事務所長　 様

　　　 　　　　 　　 　　年　　月　　日

 　 　 　　　　〒

 　 　 　 　　　 　住所

 　　 　 　　　 　氏名

 　　 　　　　担当者

 　 　　　　ＴＥＬ

 　 第３２条 　 許可を申請

　道路法 　 の規定により 　 します。

 　 第３５条 　 協　　　議

|  |  |
| --- | --- |
| 占用の目的 |  |
| 占用の場所 | 路線名 |  | 車道・歩道・その他 |
| 場所 |  |
| 占用物件 | 名　　　　 称 | 規　　　　 模 | 数　　　　　　　量 |
|  |  |  |
| 占用の期間 | 　年　月　日から 間　年　月　日まで | 占用物件の構造 |   |
| 工事の期間 | 　年　月　日から 間　年　月　日まで | 工事実施の方法 |  |
| 道路の復旧方法 |  | 添付書類 |  |
| 備　考 |
|

記載要領

 「許可申請　 「第３２条 「許可を申請

　１　 、 　　 及び 　 については、該当す

 協　　議」 第３５条」 協　　　議」

 るものを○で囲むこと。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  ２ | 新規 | 更新 | 変更 | については、該当するものを○で囲み、更新・変更の |

 場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。

 ３　 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所

 在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、

「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。

 ４　「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が２以上の地番にわ

　　たる場合には、起点と終点を記載すること。

 「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。

 ５　変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載

し、上部に変更前のものを（　）書きすること。

 ６　「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにし

　　た図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

様式第２号

許　　可　　申　　請　　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　許　可　権　者　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名

 　　　　　 担当者

 　　　　　ＴＥＬ

　別紙のとおり河川法　　　条及び道路法第３２条の許可を申請します。

（備考）

１　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　河川法施行規則第３９条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「河川法　条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

３　更新の許可の申請にあっては、前許可書の写しを添付すること。

様式第３号

許　可　申　請　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　許　可　権　者　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名

 　　　　　 担当者

 　　　　　ＴＥＬ

 別紙のとおり河川法第　　条の許可を申請します。

（備考）

１　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　河川法施行規則第３９条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「河川法　　条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

３　更新の許可の申請にあっては、前許可書の写しを添付すること。

様式第４号

工作物の新築・改築・除却

|  |  |
| --- | --- |
| １ 河川の名称 | 　　　　　　　　　　　　（　　　　級河川） |
| ２ 目的 |  |
| ３ 場所 |  |
| 工作物の名称　又は種類４ |  |
| 　工作物の構造　　　　又は能力５ |  |
| ６ 工事実施の方法 |  |
| ７ 工　　　期 |  |
| ８ 占用面積 |  |
| ９ 占用期間 |  |
|

様式第５号

土　地　の　占　用

|  |  |
| --- | --- |
| １　河川の名称 |  |
| 　　占用の目的　及び態様２ |  |
| ３　占用の場所 |  |
| ４　占用内容 |  |
| ５　占用の期間 |  |
|

様式第１０号

工　事　着　手　届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　京都府　　　　土木事務所長　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所　〒

　　　　　　　　　　　　届出者

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ

　下記のとおり占用物件の（新設・維持補修・撤去）に係る工事に着手したいので、届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び番号 | 　　　年　　月　　日付け　　　　第　　　号 |
| 占用の場所 | 路線名 |  | 車　道・歩　道・その他 |
| 場　所 |  |
| 占用物件 | 　　　　 |
| 工事期間 |  年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 通行規制 | な　し・あ　り（全面通行止・片側通行・その他） |
| 添付書類 | 　　　　 |

（注）

１　本文（）内については、該当する工事の種類を○で囲むこと。

２　道路使用許可書写し及び現地写真等を添付すること。

　　 　　（緊急を要する復旧工事等にあっては、別途提出も可。）

様式第１１号

工　事　完　了　届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　京都府　　　　土木事務所長　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所　〒

　　　　　　　　　　　　届出者

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ

　下記のとおり占用物件の（新設・維持補修・撤去）に係る工事が完了したので、届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び番号 | 　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号 |
| 占用の場所 | 路線名 |  | 車　道・歩　道・その他 |
| 場　所 |  |
| 占用物件 | 　　　　 |
| 工事期間 |  年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 添付書類 | 　　　　 |

　（注）１　本文（）内については、該当する工事の種類を○で囲むこと。

　　　　２　現地写真を添付すること。（維持補修に係るもので、土木事務所から特に指示したものについては省略することも可。）

様式第１２号

道路占用廃止（期間満了）届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　京都府　　　　土木事務所長　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所　〒

　　　　　　　　　　　　届出者

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ

　下記のとおり廃止（期間満了）したので、届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び番号 | 　　　　年　　月　　日付け　　　　第　　　号 |
| 占用の場所 | 路線名 |  | 車　道・歩　道・その他 |
| 場　所 |  |
| 占用物件 | 　　　　 |
| 占用期間 |  年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 原状回復の方法 |  |
|

様式第１３号

**住所等変更届**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　京都府　　　　土木事務所長　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所　〒

　　　　　　　　　　　　届出者

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ

　下記のとおり変更したので、届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び番号 | 　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号 |
| 占用の場所 | 路線名 |  | 車　道・歩　道・その他 |
| 場　所 |  |
| 占用物件 | 　　　　 |
| 占用期間 | 　　 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 変更内容 |  住所（電話番号含）　　　　　氏名 |
| （変更前） |  |
| （変更後） |  |

（注）届出者住所、氏名は変更後の記載とすること。

４　関係法令抜粋

○道路法

(道路の占用の許可)

第三十二条　道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一　電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二　水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三　鉄道、軌道その他これらに類する施設

四　歩廊、雪よけその他これらに類する施設

五　地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六　露店、商品置場その他これらに類する施設

七　前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

２　前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一　道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的

二　道路の占用の期間

三　道路の占用の場所

四　工作物、物件又は施設の構造

五　工事実施の方法

六　工事の時期

七　道路の復旧方法

３　第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

４　第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

５　道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(道路の占用の許可基準)

第三十三条　道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

２　次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一　前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

二　前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

三　前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

○道路法施行令

(一般工作物等の占用の場所に関する基準)

第十条　法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設(電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第六号に掲げる仮設建築物、同条第七号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設、同条第十一号に掲げる応急仮設建築物及び同条第十二号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　一般工作物等(鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。)を地上(トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第一項第二号、第十一条の二第一項第一号、第十一条の三第一項第一号、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項及び第十一条の八第一項において同じ。)に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所(特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所)であること。

イ　一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(１)　法面

(２)　側溝上の部分

(３)　路端に近接する部分

(４)　歩道(自転車歩行者道を含む。第十一条の六第一項第二号及び第十一条の九第一項第二号を除き、以下この章において同じ。)内の車道(自転車道を含む。第十一条の六第一項第一号、第十一条の九第一項第一号及び第十一条の十第一項第一号を除き、以下この章において同じ。)に近接する部分

(５)　一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分

ロ　一般工作物等の道路の上空に設けられる部分(法敷、側溝、路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部分を除く。)がある場合においては、その最下部と路面との距離が四・五メートル(歩道上にあつては、二・五メートル)以上であること。

ハ　一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

二　一般工作物等を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ　一般工作物等の種類又は道路の構造からみて、路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。

ロ　保安上又は工事実施上の支障のない限り、他の占用物件に接近していること。

ハ　道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、当該一般工作物等の頂部が地面に接近していること。

三　一般工作物等をトンネルの上に設ける場合においては、トンネルの構造の保全又はトンネルの換気若しくは採光に支障のない場所であること。

四　一般工作物等を高架の道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。

五　一般工作物等を特定連結路附属地に設ける場合においては、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

(電柱又は公衆電話所の占用の場所に関する基準)

第十一条　法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電柱又は公衆電話所に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。

二　電柱(鉄道の電柱を除く。)を地上に設ける場合においては次のいずれにも適合する場所であり、鉄道の電柱又は公衆電話所を地上に設ける場合においてはイに適合する場所であること。

イ　電柱又は公衆電話所の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(１)　法面(法面のない道路にあつては、路端に近接する部分)

(２)　歩道内の車道に近接する部分

ロ　同一の線路に係る電柱を道路(道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分を除く。以下この号において同じ。)に設ける場合においては、道路の同じ側であること。

ハ　電柱を歩道を有しない道路に設ける場合において、その反対側に占用物件があるときは、当該占用物件との水平距離が八メートル以上であること。

２　前条第二号から第五号までの規定は電柱について、同条第一号(ハに係る部分に限る。)及び第二号から第五号までの規定は公衆電話所について準用する。

(電線の占用の場所に関する基準)

第十一条の二　法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電線に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　電線を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ　電線の最下部と路面との距離が五メートル(既設の電線に附属して設ける場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合にあつては四・五メートル、歩道上にあつては二・五メートル)以上であること。

ロ　電線を既設の電線に附属して設ける場合においては、保安上の支障がなく、かつ、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときを除き、当該既設の電線に、これと錯そうするおそれがなく、かつ、保安上の支障のない程度に接近していること。

二　電線を地下(トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地下を除く。次条第一項第二号及び第十一条の四第一項において同じ。)に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ　道路を横断して設ける場合及び車道(歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部。以下この号及び第十一条の七第一項第二号において同じ。)以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに電線の本線を車道の部分に設ける場合を除き、車道以外の部分であること。

ロ　電線の頂部と路面との距離が、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、車道にあつては〇・八メートル、歩道(歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部以外の部分。次条第一項第二号イ並びに第十一条の七第一項第二号及び第三号において同じ。)にあつては〇・六メートルを超えていること。

三　電線を橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、桁の両側又は床版の下であること。

２　第十条第二号から第五号まで及び前条第一項第一号の規定は、電線について準用する。

(水管又はガス管の占用の場所に関する基準)

第十一条の三　法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての水管又はガス管に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　水管又はガス管を地上に設ける場合においては、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

二　水管又はガス管を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ　道路を横断して設ける場合及び歩道以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに水管又はガス管の本線を歩道以外の部分に設ける場合を除き、歩道の部分であること。

ロ　水管又はガス管の本線の頂部と路面との距離が一・二メートル(工事実施上やむを得ない場合にあつては、〇・六メートル)を超えていること。

２　第十条第一号(ロに係る部分に限る。)及び第二号から第五号まで、第十一条第一項第一号並びに前条第一項第三号の規定は、水管又はガス管について準用する。

(下水道管の占用の場所に関する基準)

第十一条の四　法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての下水道管に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、下水道管の本線を地下に設ける場合において、その頂部と路面との距離が三メートル(工事実施上やむを得ない場合にあつては、一メートル)を超えていることとする。

２　第十条第一号(ロに係る部分に限る。)及び第二号から第五号まで、第十一条第一項第一号、第十一条の二第一項第三号並びに前条第一項第一号及び第二号(イに係る部分に限る。)の規定は、下水道管について準用する。

(石油管の占用の場所に関する基準)

第十一条の五　法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての石油管に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　トンネルの上の道路がない区域に設ける場合及び地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合を除き、地下であること。

二　石油管を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ　道路を横断して設ける場合及びトンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域に設ける場合を除き、原則として車両の荷重の影響の少ない場所であり、かつ、石油管の導管と道路の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。

ロ　道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の路面下の道路がない区域に設ける場合を除き、次に定めるところによる深さの場所であること。

(１)　市街地においては、防護構造物により石油管の導管を防護する場合にあつては当該防護構造物の頂部と路面との距離が一・五メートルを、その他の場合にあつては石油管の導管の頂部と路面との距離が一・八メートルを超えていること。

(２)　市街地以外の地域においては、石油管の導管の頂部(防護構造物によりその導管を防護する場合にあつては、当該防護構造物の頂部)と路面との距離が一・五メートルを超えていること。

ハ　道路の路面下以外の場所に設ける場合においては、トンネルの上の道路がない区域に設ける場合を除き、当該石油管の導管の頂部と地面との距離が一・二メートル(防護工又は防護構造物によりその導管を防護する場合においては、市街地にあつては〇・九メートル、市街地以外の地域にあつては〇・六メートル)を超えていること。

ニ　高架の道路の路面下に設ける場合においては、道路を横断して設ける場合を除き、当該石油管の導管と道路の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。

三　石油管を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ　トンネルの中でないこと。

ロ　高架の道路の路面下の道路のない区域にあつては、当該高架の道路の桁けたの両側又は床版の下であり、かつ、当該石油管を取り付けることができる場所であること。

ハ　石油管の最下部と路面との距離が五メートル以上であること。

２　第十条第二号から第五号まで、第十一条の二第一項第三号及び第十一条の三第一項第一号の規定は、石油管について準用する。この場合において、第十条第二号中「適合する場所」とあるのは、「適合する場所(高架の道路の路面下の地下に設ける場合にあつては、イ及びロに適合する場所)」と読み替えるものとする。

(太陽光発電設備等の占用の場所に関する基準)

第十一条の六　法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設又は同条第八号に掲げる施設(以下この条において「太陽光発電設備等」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、太陽光発電設備等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一　太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。

二　自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該太陽光発電設備等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

２　第十条第一号(ロ及びハに係る部分に限る。)及び第二号から第五号までの規定は、太陽光発電設備等について準用する。

(特定仮設店舗等の占用の場所に関する基準)

第十一条の七　法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第六号に掲げる仮設建築物又は同条第七号に掲げる施設(以下「特定仮設店舗等」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、特定仮設店舗等を地上に設ける場合において、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一　道路の一方の側に設ける場合にあつては十二メートル以上、道路の両側に設ける場合にあつては二十四メートル以上の幅員の道路であること。

二　法面、側溝上の部分又は歩道上の部分(道路の構造又は道路の周辺の状況上やむを得ないと認められる場合において、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないときにあつては、これらの部分及び車道内の歩道に近接する部分)であること。

三　歩道上の部分に設ける場合においては、特定仮設店舗等を設けたときに歩行者がその一方の側を通行することができる場所であること。

四　特定仮設店舗等を設けることによつて通行することができなくなる路面の部分の幅員が道路の一方の側につき四メートル以下であること。

２　第十条第一号(ハに係る部分に限る。)及び第二号から第五号までの規定は、特定仮設店舗等について準用する。

(応急仮設住宅の占用の場所に関する基準)

第十一条の八　法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物(以下「応急仮設住宅」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、応急仮設住宅を地上に設ける場合においては、次の各号のいずれかに該当する位置にあることとする。

一　法面

二　側溝上の部分

三　路端に近接する部分(車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。)

２　第十条第一号(ロ及びハに係る部分に限る。)及び第二号から第五号までの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(自転車駐車器具の占用の場所に関する基準)

第十一条の九　法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第十二号に規定する自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「自転車駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一　車道以外の道路の部分(分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。次条第一項第一号において同じ。)であること。

二　法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該自転車駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

２　第十条第一号及び第五号の規定は、自転車駐車器具について準用する。この場合において、同条第一号中「地上(」とあるのは「地面(」と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所(特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所)」とあるのは「ロ及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

(原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準)

第十一条の十　法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第十二号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一　車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分であること。

二　道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車(側車付きのものを除く。)又は二輪自動車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が、国道にあつては道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

２　第十条第一号及び第五号の規定は、原動機付自転車等駐車器具について準用する。この場合において、同条第一号中「地上(」とあるのは「地面(」と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所(特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所)」とあるのは「ロ及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

(構造に関する基準)

第十二条　法第三十二条第二項第四号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ　倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

ロ　電柱の脚釘は、路面から一・八メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けるものであること。

ハ　特定仮設店舗等又は第七条第八号に掲げる施設(特定連結路附属地に設けるものを除く。)にあつては、必要最小限度の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

二　地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ　堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ　車道に設ける場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。

ハ　電線、水管、下水道管、ガス管又は石油管については、各戸に引き込むために地下に設けるものその他国土交通省令で定めるものを除き、国土交通省令で定めるところにより、当該占用物件の名称、管理者、埋設した年その他の保安上必要な事項を明示するものであること。

三　橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、当該橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造であること。

四　特定連結路附属地に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ　連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさないものであること。

ロ　当該工作物、物件又は施設の規模及び用途その他の状況に応じ、当該工作物、物件又は施設と連絡する道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないように、必要な規模の駐車場及び適切な構造の通路その他の施設を設けるものであること。

(工事実施の方法に関する基準)

第十三条　法第三十二条第二項第五号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。

二　道路を掘削する場合においては、溝掘、つぼ掘又は推進工法その他これに準ずる方法によるものとし、えぐり掘の方法によらないこと。

三　路面の排水を妨げない措置を講ずること。

四　原則として、道路の一方の側は、常に通行することができることとすること。

五　工事現場においては、さく又は覆いの設置、夜間における赤色灯又は黄色灯の点灯その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。

六　前各号に定めるところによるほか、電線、水管、下水道管、ガス管若しくは石油管(以下この号において「電線等」という。)が地下に設けられていると認められる場所又はその付近を掘削する工事にあつては、保安上の支障のない場合を除き、次のいずれにも適合するものであること。

イ　試掘その他の方法により当該電線等を確認した後に実施すること。

ロ　当該電線等の管理者との協議に基づき、当該電線等の移設又は防護、工事の見回り又は立会いその他の保安上必要な措置を講ずること。

ハ　ガス管又は石油管の付近において、火気を使用しないこと。

(工事の時期に関する基準)

第十四条　法第三十二条第二項第六号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　他の占用に関する工事又は道路に関する工事の時期を勘案して適当な時期であること。

二　道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること。特に道路を横断して掘削する工事その他道路の交通を遮断する工事については、交通量の最も少ない時間であること。

(道路の復旧の方法に関する基準)

第十五条　法第三十二条第二項第七号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　占用のために掘削した土砂を埋め戻す場合においては、層ごとに行うとともに、確実に締め固めること。

二　占用のために掘削した土砂をそのまま埋め戻すことが不適当である場合においては、土砂の補充又は入換えを行つた後に埋め戻すこと。

三　砂利道の表面仕上げを行う場合においては、路面を砂利及び衣土をもつて掘削前の路面形に締め固めること。

(技術的細目)

第十六条　第十条から前条までに規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。ただし、第十一条の五に規定する石油管(第九条第一号チに掲げる石油管に限る。以下この条において同じ。)の占用の場所に関する基準又は第十二条に規定する石油管の構造に関する基準を適用するについて必要な技術的細目は、石油パイプライン事業法第十五条第三項第二号の規定に基づく主務省令の規定(石油管の設置の場所又は構造に係るものに限る。)の例による。

○道路法施行規則

(道路を掘削する場合における工事実施の方法)

第四条の四の四　占用に関する工事で、道路を掘削するものの実施方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一　舗装道の舗装の部分の切断は、のみ又は切断機を用いて、原則として直線に、かつ、路面に垂直に行うこと。

二　掘削部分に近接する道路の部分には、占用のために掘削した土砂をたい積しないで余地を設けるものとし、当該土砂が道路の交通に支障を及ぼすおそれのある場合においては、これを他の場所に搬出すること。

三　わき水又はたまり水により土砂の流失又は地盤の緩みを生ずるおそれのある箇所を掘削する場合においては、当該箇所に土砂の流失又は地盤の緩みを防止するために必要な措置を講ずること。

四　わき水又はたまり水の排出に当たつては、道路の排水に支障を及ぼすことのないように措置して道路の排水施設に排出する場合を除き、路面その他の道路の部分に排出しないように措置すること。

五　掘削面積は、工事の施行上やむを得ない場合において、覆工を施す等道路の交通に著しい支障を及ぼすことのないように措置して行う場合を除き、当日中に復旧可能な範囲とすること。

六　道路を横断して掘削する場合においては、原則として、道路の交通に著しい支障を及ぼさないと認められる道路の部分について掘削を行い、当該掘削を行つた道路の部分に道路の交通に支障を及ぼさないための措置を講じた後、その他の道路の部分を掘削すること。

七　沿道の建築物に接近して道路を掘削する場合においては、人の出入りを妨げない措置を講ずること。

(掘削により露出することとなるガス管の防護)

第四条の四の五　令第十三条第六号ロの保安上必要な措置のうち、ガス事業法の規定に基づいて設けられているガス管でその管理者以外の者の掘削により露出することとなるものの防護については、ガス工作物の技術上の基準を定める省令(平成十二年通商産業省令第百十一号)第五十四条第一号、第二号、第三号ハ及び第四号イの例による。

(占用のために掘削した土砂の埋戻しの方法)

第四条の四の六　占用のために掘削した土砂の埋戻しの方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一　各層(層の厚さは、原則として〇・三メートル(路床部にあつては〇・二メートル)以下とする。)ごとにランマーその他の締固め機械又は器具で確実に締め固めて行うこと。

二　くい、矢板等は、下部を埋め戻して徐々に引き抜くこと。ただし、道路の構造又は他の工作物、物件若しくは施設の保全のためやむを得ない事情があると認められる場合には、くい、矢板等を残置することができる。

(埋戻し又は表面仕上げを行う道路の部分)

第四条の四の七　占用のために掘削した道路を復旧する場合において、埋戻し又は表面仕上げは、掘削部分及び掘削部分に接続する道路の部分のうち、舗装道にあつては掘削部分の外側の舗装の絶縁線(掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次の式によつて計算したnの値以下である場合又はnの値に一・二メートル(道路中心線の方向に垂直な舗装の絶縁線が膨脹目地である場合にあつては、一・八メートル)を加えた値以上である場合にあつては、掘削部分の端からの距離がnの値の直線)で囲まれた部分、舗装道以外の道路にあつては掘削部分の端からの距離が掘削部分の幅に〇・一を乗じて得た値に相当する直線で囲まれた部分について行うものとする。

　n＝k・t

(この式においてk及びtは、それぞれ次の値を表すものとする。

　　k　セメント・コンクリート舗装の道路にあつては、一・四、アスファルト系舗装の道路にあつては、一・〇t　掘削部分の路盤の厚さ)

２　道路の構造、交通の状況、土質等の関係から前項に規定する部分についての表面仕上げによつては掘削前の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合においては、表面仕上げは当該部分に加えて掘削前の構造耐力を保持するため必要な部分について行うものとする。

５　道路占用許可等申請窓口

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管轄区域 | 所管土木事務所 | 所在地及び電話番号等 |
| 向日市、長岡京市、大山崎町 |  京都府乙訓土木事務所 施設保全課 | 〒617-0006　向日市上植野町馬立８ 　Tel 075-931-2157 　Fax 075-931-2150（代表） |
| 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町 |  京都府山城北土木事務所 施設保全課 | 〒610-0331　京田辺市田辺明田１ 　Tel　0774-62-0714 　Fax　0774-62-1730 |
| 木津川市、笠置町、和束町、精華町、 南山城村 |  京都府山城南土木事務所 施設保全課 | 〒619-0214　木津川市木津上戸18の１ 　Tel　0774-72-9686 　Fax　0774-72-0830（代表） |
| 亀岡市、南丹市、京丹波町 |  京都府南丹土木事務所 施設保全課 | 〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 　Tel　0771-62-0264 Fax　0771-62-3494（代表） |
| 舞鶴市、綾部市 |  京都府中丹東土木事務所 施設保全課 | 〒623-0012 綾部市川糸町丁畠10の２ 　Tel　0773-42-8764 　Fax　0773-42-7546（代表） |
| 福知山市 |  京都府中丹西土木事務所 施設保全課 | 〒620-0055 福知山市篠尾新町１丁目91 　Tel　0773-22-5116 　Fax　0773-22-5167（代表） |
| 宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町 |  京都府丹後土木事務所 施設保全課 | 〒626-0044 宮津市字吉原2586の２ 　Tel　0772-22-3245　 Fax　0772-22-3250（代表） |
|